

利子補給 お手続きのご案内

大和市では、大和市中企業融資制度と神奈川県中小企業制度融資の一部(下表参照)を利用した方に対して、利子の一部を補給する制度を設けています。

1 補助対象となる融資・補助内容

(2019年4月現在)

資金の種類		補給率・限度額	補給期間
① 中小企業 事業 資金	(1) 小規模企業事業資金	1月1日から同年12月31日までの 期間に支払った約定利子の合計額に 対し30%以内(限度額30万円)	初回利払月から 36ヶ月
	(2) 中小企業振興資金		
	(3) 小口零細企業資金		
	(4) 省エネルギー対策設備導入資金		
	(5) 高度技術導入特別資金	同40%以内	
②	中小企業緊急支援資金	同50%以内	同24ヶ月
③	起業支援資金	同100%以内	同60ヶ月
④	神奈川県中小企業制度融資の下記資金	同50%以内	同24ヶ月
	・一般枠		
	・資金繰り応援融資		
	・売上・利益減少対策融資		

健康企業の特例について: 国の健康経営優良法人認定制度の認定企業は補給率が100%となります。

利子補給金の計算例: 2020年4月に借入し、初回利払月が2020年5月、補給期間24ヶ月の場合

1回目利子補給金額	2020年5月から2020年12月までに支払った約定利子×利子補給率
2回目利子補給金額	2021年1月から2021年12月までに支払った約定利子×利子補給率
3回目利子補給金額	2022年1月から2022年4月までに支払った約定利子×利子補給率

(各回利子補給の限度額は30万円、100円未満切捨)

2 お手続き

市制度利用の場合

- ・融資実行後、「委任状」に記入・押印(捨印も押印)の上、**融資実行元金融機関にご提出下さい。**(法人の場合は「法人実印」を、個人の場合は「本人の実印」を押印して下さい。)
- ・国の健康経営優良法人認定制度の認定企業である場合は、それを証する書類もご提出下さい。

県制度利用の場合

- ・**1月に前年分の申請をして頂きます。**市で把握した対象者に事前(12月以降)に案内を送付し、市ホームページに案内、申請書式を掲載します。手順を確認しご申請下さい。
- ・国の健康経営優良法人認定制度の認定企業である場合は、それを証する書類もご提出下さい。

3 その後の流れ

市制度利用の場合

- ・「委任状」に基づき、委任を受けた融資実行元金融機関が1~2月に前年分の利子補給金交付申請書を市に提出します。市で審査後、利子補給金を上記金融機関に一括して交付し、金融機関から「委任状」に記載の口座に振り込まれます(3月下旬~4月下旬予定)。

県制度利用の場合

- ・申請を市で審査後、4月下旬までに交付を予定。

4 注意事項

- ・補助対象者は、大和市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる方、個人にあつては、かつ1年以上大和市内に居住の方です。※起業支援資金の利用者は1年未満でも可。
- ・大和市の市税等に滞納がありますと、原則として利子補給制度を利用することはできません。
- ・利子補給期間中に、大和市外に移転(転出)したときは、移転(転出)した月までが利子補給期間となります。また、操業を停止したときは、利子補給を受けることができません。
- ・市制度利用者の事業者名、代表者、所在地、振込先口座、返済条件等に変更があった時は、金融機関は市ホームページから「利子補給変更届」を取得し、記入、押印の上、市にご提出下さい。

問合せ先 大和市役所 産業活性課 〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1 TEL 046-260-5135(直)